

令和3年度第1回茅ヶ崎市行政改革推進委員会のポイント

◆今回の会議の進め方

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、今回の会議については、書面とオンラインツールを組み合わせた形で開催をします。委員の皆様をお願いしたい内容は、次のとおりですので、ご協力をお願いします。

なお、詳細は、別紙の会議スケジュールと合わせてご確認ください。

- ① 事務局より送付した資料3及び資料5について、内容を確認していただき、ご意見を事務局までお届けください。
- ② 皆様からいただいたご意見を事務局で取りまとめて、ご意見やご質問に対する事務局としての考え方を記載した資料を皆様にお送りします。
- ③ ②でお送りした資料をもとに、オンラインツール（Zoom）を活用した会議を開催します。

◆意見のご提出について

ご意見については、別紙の意見シートを使用していただき、8月12日（木）までに事務局でご提出をお願いします。ご意見がない場合も、その旨を意見回答用紙に記載していただき、ご提出をお願いします。

◆委員及び職員の紹介、委員長・副委員長選出

令和3年4月1日より、各委員が新たな任期となっております。各委員について、事務局よりご紹介をさせていただきます。また、新たな委員構成で初めての会議となりますので、委員長及び副委員長の選出を行います。

なお、委員の皆様への委嘱状につきましては、今回の会議形態を鑑み、郵送でのお渡しとさせていただきます。ご了承ください。

◆議題1 令和3年度・4年度の茅ヶ崎市行政改革推進委員会について（報告事項）

令和3年度・4年度における行政改革推進委員会での主な議題等について、事務局より説明をいたします。

◆議題2 外郭団体の経営状況について（審議事項）

(1) 概要

- ・本市では、100%出捐団体である「公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団」、「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団」、財政的支援団体であり公の施設の管理運営を行っている「公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター」、「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会」を外郭団体として位置付けています。
- ・平成25年3月には、外郭団体の自立に向け、これまで以上のより一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組みの内容を示すとともに、市としての外郭団体への関与のあり方について明らかにするため、「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」を策定しました。
- ・各団体は本基本方針に基づき、社会経済情勢の動向等を的確に捉えた上で、各団体の使命・役割及びあるべき姿を明確にし、概ね3年間に取り組む具体的な事項を経営計画として定め、取組事項の実績及び進捗状況について、年度ごとに公表するものとしてきました。
- ・本基本方針及び各団体の経営計画は、平成30年度をもって取り組み期間を終了（※）しておりますが、①「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」（平成29年2月策定）において、

具体的に推進するメニューの1つとして「外郭団体への支援策等に関する見直し」を掲げていること、②団体の運営には市の財政支出も含まれており、団体の事業や経営状況等について積極的な情報公開を行い、透明性の確保を図る必要があること、これらの理由から、各団体の経営報告書を公表することとしました。

- ・議題1では、令和2年度 of 取組み結果に基づく「外郭団体の経営報告書（令和3年度版）（案）」について、各団体の財務状況や主要な事業の内容等についてご議論いただくとともに、今後の各団体の経営についてのアドバイスをいただきたいと考えています。

※令和2年度に本委員会において次期基本方針について議論をしていただきました。今後、市民意見の聴取等を行い、令和3年度中に新たな基本方針を策定する予定としています。

【参考】C3 成長加速化方針抜粋

(2) 外郭団体への支援策等に関する見直し

- ◆外郭団体の運営または自主事業に対する補助金など、外郭団体に対する財政的支援について、経営指標から導かれる財務状況を精査した上で、その方向性を検討することとします。
- ◆各外郭団体の経営を安定的かつ自立したものとするため、給与体系の見直しや収入源となる公益事業の強化等を実施し、財政状況の改善を図るとともに、事業評価制度等の導入を積極的に推し進め、適切なマネジメントサイクルの中で団体運営が図れるよう調整を図っていくこととします。
- ◆指定管理者制度導入施設のうち、外郭団体を非公募で選定している施設については、次期指定管理者選定のタイミングまでに外郭団体の経営改善を図ることとし、公募の可能性について検討を進めるものとします。

(2) 進行

当日の議論に際しては、各外郭団体の職員及び市所管課・関係課も参加し、次の流れで説明及び質疑応答を行っていただきます。

- ・1団体及び所管課ごとに参加し、はじめに所管課より経営報告書について、総合評価の内容を中心に2～3分程度でご説明します。
- ・続いて、委員からの質疑応答をお願いします。質問の内容によって、所管課（関連課）または外郭団体の職員が答弁します。
- ・1団体あたり15分程度とし、当日は次の順に進行します。

①（公財）茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

⇒ 所管課：文化生涯学習課、関連課：スポーツ推進課

②（社福）茅ヶ崎市社会福祉事業団

⇒ 所管課：障がい福祉課

③（公社）茅ヶ崎市シルバー人材センター

⇒ 所管課：高齢福祉介護課、関連課：安全対策課

④（社福）茅ヶ崎市社会福祉協議会

⇒ 所管課：福祉政策課

(3) 委員会後のスケジュール

本委員会終了後、庁内の会議体である「財政健全化緊急対策推進本部幹事会」において審議の後、市ホームページにて公表いたします。

◆議題3 財政健全化緊急対策の進捗状況について（報告事項）

(1) 概要

- ・本市では、令和2年3月に「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定し、令和2年度から令和4年度までを計画期間とし、自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行政需要に的確に対応することのできる体制を整えることを目指し、財政健全化に向けた取り組みを行っています。
- ・議題2では、令和3年7月末時点での、本緊急対策における具体的な取り組みの進捗について報告をいたしますので、取り組み内容について、アドバイスをいただきたいと考えています。

(2) 委員会後のスケジュール

財政健全化緊急対策を推進するための推進体制の1つとして、本委員会を位置付けていることから、今後適宜進捗状況を報告と、意見聴取を行ってまいります。

◆議題4 「茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）令和2年度決算に基づく進捗状況報告書（案）」について（審議事項）

(1) 概要

本市では、限られた経営資源の中で効率的かつ効果的に事業を実施していくため、3年ごとの「茅ヶ崎市総合計画実施計画」の策定に併せて「茅ヶ崎市経営改善方針」を策定し、本市における全ての事業を行政改革の対象としています。

当該方針の中では、経営改善のために重点的に取り組む事項（＝重点事項）の趣旨に即した各課の取り組みを「行革重点推進事業」として位置付けており、毎年その実績及び進捗状況についての内部評価を実施し、結果を公表することとしています。

今回の委員会では、「茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）令和2年度決算に基づく進捗状況報告書（案）」における各取り組みの評価結果等についてご意見をいただきたいと考えております。

(2) 経営改善方針の現状

本市では、令和3年度より新たな総合計画が開始となり、あわせて、実施計画を策定予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間延期としました。

現行の経営改善方針については、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3か年を計画期間としていることから、令和5年度を始期とする次期実施計画との関係性や、方針のあり方については、今後検討をする必要があります。

また、経営改善方針のない令和2年度から4年度までは、財政健全化緊急対策の取り組み期間と重なり、財政健全化緊急対策が実質的には経営改善方針が策定されない期間をつなぐための取り組みとなったことから、これまでの経営改善方針と財政健全化緊急対策が効果的に連動するよう、検証を行う必要があります。

(3) 確認をしていただきたい部分

- ア 各重点事項における主な取組結果
- イ 各行革重点推進事業の「指標に基づく進捗管理」「行革効果額（円）」「取組に対する評価」の令和2年度分
- ウ 各行革重点推進事業の「各年度取組結果の詳細」の令和2年度の実績

(4) ご意見をいただきたい部分

- ア 上記(3)に記載の内容について
- イ 本方針に位置づけのある事業の中で、今後さらに改革を進めるべき事業について
- ウ 上記イの事業の今後の望ましい方向性

(5) 特に確認をしていただきたい部分

経営改善方針（2017年度版）に位置づけのある事業のうち、財政健全化緊急対策に関連する事業を事務局で抽出をしています。特にこれらの事業について内容の確認と今後の事業の方向性についてのご意見をお願いします。

財政健全化緊急対策の具体的な取り組み	経営改善方針における関連事業
(1) 歳出削減策	
ア 総人件費の削減	①2-1 「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」の推進 (P. 47) ②2-2 全庁的な時間外勤務の抑制 (P. 48)
イ 福祉的な事業を含む事務事業の見直し	—
ウ 民間活力活用の加速化	③1-14 市営住宅の修繕及び点検業務の一括委託 (P. 39) ④4-9 市内全域の公園・街路等の計画的な植栽管理 (P. 63) ⑤5-2 市道の維持保全点検業務の実施 (P. 69) ※これらの事業は、委託事業の包括化を行っており、今後の包括委託化の必要性の観点からご意見を申し上げます
エ 補助金の見直し	⑥7-33 「時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)」に基づく持続可能な体制に向けた各種制度の見直し (P. 111)
オ 施設の見直し	⑦8-13 「公共施設整備・再編計画 (改訂版)」に基づいた公共施設の適正な整備 (P. 133)
カ 内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し	⑧5-4 行政手続きの電子化の推進 (P. 71)
キ 市債（臨時財政対策債を除く）の適正管理	—
(2) 歳入確保策	
ア 税・保険料等徴収率の向上	⑨7-39 債権管理各課の徴収率向上に向けた取り組み (P. 117)
イ 市有財産の活用	⑩7-34 ネーミングライツの導入の推進 (P. 112) ⑪7-40 活用予定のない市有地の売却・貸付・交換 (P. 118)
ウ 受益者負担の適正化	⑫8-11 受益者負担の適正化事務 (P. 131) ⑬8-12 使用料等の減額免除の見直し (P. 132)

(6) 委員会後のスケジュール

本委員会終了後、庁内の会議体である「財政健全化緊急対策推進本部幹事会」において審議の後、市ホームページにて公表いたします。